



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北京農産物市場の研究
Author(s)	工藤, 元
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 9, 127-170
Issue Date	1941-04
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10699
Type	departmental bulletin paper
File Information	9_p127-170.pdf



北京農産物市場の研究

工藤元

はしがき

本稿は張鐵錚「北京農産品販賣方法和市場組織的研究」(中國農村經濟論文集、一九二六年、上海、二六五—三〇七頁)を骨子とし之に若干の刪補を加へたものである。

事變後、棉花及び其他一二のもの市場機構には大きな變化を生じたが、其他のものについては殆ど變化がない。又、北京に於ける農産物市場の組織及び機能は北京のみに特有のものではなく、其他華北の各地方に於ても之と略々同様な事情にある。なほ、北京の通貨は現在聯銀券によつて完全に統一されて居るが、本稿中主として舊制を擧げたのは、中國に於ける市場の興味ある一面を割愛するに忍びなかつたからである。

(昭和十五年十月、河南省新郷にて……筆者)

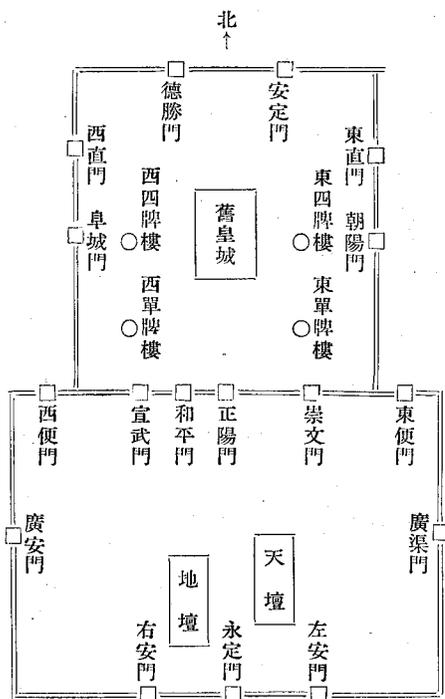
一、序論

北京は遼の時代に始めて帝都となり、爾來金元明清と引續き五朝の王城であつたが、西歐勢力の侵入とともに中國の政治的中心は中南支に移り、民國になつてから首府たるの地位を南京に奪はれた。又、經濟的地位は既に夙くから天津によつて全く奪ひ去られ、事變後再び中國に於ける政治の一大中心として復活したるも尙ほ且つ經

濟的には天津背後地に於ける一大重要消費地たるに止る。しかし乍ら北京は中國に於ける最古の都市の一つであり、最も多くその本來の傳統を保持してゐる都會であると言ひ得るであらう。

さて、北京の人口は現在約一七〇萬、面積七一九平方杆、全體の形は凸字形で、巨大な城壁を以て圍繞せられ内城及び外城の二部分より成る。内城は正方形、外城は東西に長い方形で内城の南方に連り、内城の周圍は四十支里（一支里〇・五七六杆）、外城の周圍は二十八支里である。周圍の城壁及び内外兩城の隔壁には各處に城門を有するが、その名稱は次の通りである。

内城



内城の南面即ち内外兩城の隔壁の中央部にあるのを正陽門（通稱前門）、東部にあるのを崇文門（俗稱哈達

門）、西にあるのを宣武門（通稱順治門）

と云ひ、この三門を前三門と呼ぶ。又、

正陽宣武兩門間に和平門がある。

内城の東面に門が二つあり、南側にあるのを朝陽門、北にあるのを東直門とい

ふ。内城西面の南にあるのを阜城門、北

にあるのを西直門といふ。

北面の東にあるのを安定門、西にある

のを德勝門といふ。

外城

南面には三門あり、中央のを永定門、東

のを左安門、西のを右安門といふ。

東面の南にあるのを廣渠門、北にあるのを東便門といふ。

西面の南にあるのを廣安門、北にあるのを西便門といふ。

城内の大通りを大街と謂ひ四方に直通してゐるが、大通りから一步裏通りへ入ると胡同なる迷路又は袋小路となる。大街は哈達門大街等の如く門の名前を附けて呼ばれる事が多いけれども、胡同は、羊肉胡同、細管胡同、水獺胡同の如く奇妙な名で呼ばれ全市で千以上もの胡同があるといふ。其他市内には牌樓と稱する裝飾的な門があり、東城の東單牌樓（東單と略稱）及び東四牌樓（東四）西城の西單牌樓（西單）及び西四牌樓（西四）がそれで、城門と同様市内の或る地點を指示する場合の基點となつてゐる。

大商店は表通りに店舗を構へ、小商店は裏通りに店を設けてゐる。其他市中各處に無數の露店があり、又凡ゆる種類の品物が胡同の隅々に至るまで賣り歩かれてゐる。落花生・果實等は屢々路上にひろげられた僅か筵一枚の店々に並べて賣られる。従つて大商店・小商店・露店・行商等名前は同じ商人であつても、資本の大小・貧富の差は極めて大きい。

市内に於ける商人は業務別に結社を有し、之を同業公會と稱し、その組織は西洋中世のギルドに似てゐる。なほ、此の様な結社は乞食や泥棒の如きものにさへある模様である。さて、北京に於ける同業公會は八十餘りありその種類を挙げれば、銀行業・錢業・兌換業（以上いづれも金融に關する業）米莊業・米麪業・陸陳業・糧麥雜貨棧業・雜糧堆棧業・運輸貨棧業・綢緞洋貨業・布業・油酒酢醬業・芝麻油業・油業・細毛皮貨業（狐等の皮）・老羊皮貨業・當業（質屋）・估衣業（古着）・紡織染業・染業・顔料業・服裝業・飯莊業（料理店）・糕點業（菓子）・猪類湯鍋業・猪肉販賣業・白油業（豚の油）・猪羊腸業・猪店業・煤棧業（石炭卸）・煤舖業（石炭小賣）・旅店業・車業・木業・建築業・新舊木器業・金店業（金銀）・金銀首飾業・帽莊業・靴鞋業・毳業・玉器業・古玩業（骨董）・

珠寶玉石業・國産藥品業(漢藥)・新葯業(洋藥)・羊肉舖・皮革業・造胰業(石鹼)・照像館業(寫眞)・印業(印刷)・菸業(煙草)・酒業・井業(井戶堀)・鴨業・魚業・電料業(電氣材料)・煤油洋廣貨店(石油及洋品)・五金業(金磚業)・劇場業・磚瓦灰業・浴室業・乾鮮果業・乾菓雜貨業・棉花業・銅鐵錫品業(金屬器具)・磁業・香烟熟葯業(煙草阿片)・茶莊業・書業・繙帶業(衣服の帶等)・鐘錶業(時計)・驢馬業・雜糧經紀業・長途汽車業(汽車は自動車火車が汽車・汽油はガソリン)・氷窖業・牛鍋房業等である。

本篇に於ては研究の範圍を農産物に限定し且つ糧食市・花生市・棉花市・猪市・雞市・雞蛋市・菜市の七市場を以て農産物市場を代表せしめ、其他の重要ならざるものに就ては必要な限り言及しないことにする。

此の七市場は、いづれもよく似た集市の組織を有し、市場で行はれる取引の過半は經紀業或は牙行を中心として行はれ、取引の仲介及び金融の便は彼等の責任に於て供される。

糧食以外の市に於ては取引はすべて現貨取引である。市は毎日開かれるのが普通であり、取引の時刻は早朝六時に始り正午に終ることが多い。又、此等の市場は需給及び運輸の關係によつて性質が同一でなく、四種に分類される。

猪市(豚)・雞蛋市(雞卵)・菜市(野菜)等は消費市場であり、花生市(落花生)は經過市場であり、棉花市は終點市場であり、糧食市は移入市場と經過市場との兩者を兼ねてゐる。

以上に挙げた農産物の性質は同一でなく、従つてその販賣方法も同一でない。市場に於ける糧食の取引は見本取引であるが、猪及び雞等に於ては實貨取引である。又市場に於ける農産物の取引に際し、需要の同一でない行商(商人)が來て取引の業務を分擔するので、此の種業務分擔の狀況によつて市場組織に差異を生ずる。今、北京に於ける若干の市場組織の異同を比較すれば次の通りである。

第一は經紀業を以て取引の中心とする場合であつて、例へば糧食市及び菜市が之である。彼等は官廳から牙帖

を受領して牙紀税を納め、市場に在つて賣買双方のため取引の斡旋を爲し、評價等に關する一切の業務は經紀が之を引受ける。即ち、市場に於ける農産物の取引は彼等を以て仲介份子となすのである。

第二は代客（仲買人）たる牙行店が取引の中心となるものであつて、花生市・雜市がこれである。牙行店は官廳から牙帖を受領し、市場に於て經紀の爲す業務をすべてなす外、更に、買方を代表して市場の取引に参加し、買方に對して住居・食事・代金支拂等につき各種の利便を興へる。

第三は、仲介分子の斡旋なき場合であつて、棉花市及雞蛋市が之である。之等は市場に於て賣買兩當事者の直接取引を行ひ、經紀人等の斡旋によることなく、商談が成立すれば自ら代金の決済と商品の受渡をなす。

各業は營業上の性質により三種に分類し得るのであるが、今その組織上の差異を擧ぐれば、

(一) 客方を代表して市場取引に参加し、店俵を得るを以て目的となすもの。即ち、糧食市の糧麥棧、猪市の猪店、花生市の花生店、雜市の雜店が之である。他の三市には此種の組織がない。

(二) 原産地に於て商品を仕入れ、北京に來て販賣するもの。例へば糧食市に於ける米莊業及び陸陳行業、棉花市に於ける棉花莊がこれで、他の五市にはない。

(三) 北京に於て品物を仕入れ、之を一般消費者に小賣するもの。即ち、糧食市の米莊業・陸陳行業・米麵舖等、棉花市の棉花店等である。なほ、猪及雞に於ては消費者の手に渡る前に商品の形質が變り、その小賣を爲すものに肉局肉積等がある。其他、落花生・雞蛋・野菜等には之を専門とする小賣商店はなく、落花生は乾菓舖又は露店で他の商品とともに小賣せられるに過ぎず、野菜は油鹽店によつて、或は小販（行商人）によつて賣られる。雞蛋亦同様である。

以上の他、各業に附隨して一種の組織がある。糧食市には麵粉廠、麵粉分銷處等があり、猪業には白油店・腸衣店等がある。

我々は今此處で市場組織の不同を比較してゐるが、しかし、どの市場の組織が優つてゐるとか、或は劣つてゐるとか言ふ事は出来ない。何となれば以上に挙げた農産品の性質は同じでなく、採用されてゐる販賣方法亦不同なるを免れず、且つ販賣を擔當する營業組織も夫々異なるからである。市場の組織に就いて敘述するに當つては、その市場の特殊性及びその特殊性の原因に注意を拂ひ、又、各市場の組織や制度等につき各個に考察する必要がある。よつて、以上述べた七個の市場の各々につき以下詳述することにする。

二、糧 食 市

糧食の需給及び流通狀況

北京の糧食消費に關しては、或る糧商統計によれば、全市一ヶ年の麵粉消費量が約四四〇萬袋、白米は約四六萬包以上、雜糧即ち玉米(玉蜀黍)・小米・高粱其他の消費は更に多く二八〇萬石(一石は一〇三・五四立)に達する。麵粉一袋を四〇斤、白米一包を一六〇斤、雜糧一石を一五〇斤として換算計上すれば次の様になる。

麵粉	一ヶ年消費量	一七、六〇〇萬斤
白米	同	七、三六〇萬斤
雜糧	同	四二、〇〇〇萬斤

右の數字は全市糧店の販賣數量を基礎として算出したものであり、充分精密なものではないが從來の經濟統計の數字より判斷して妥當なりと考へられる。中國經濟周刊一七二號によれば、北京の糧食消費は粗糧(粟・高粱等)細糧(白米・麵粉等)合計して一日少くも一萬石前後なりと言ひ、北京一七〇萬の人口の食料は全部外部からの移入に依存してゐるから、實に食料の一大消費市場たるを失はぬ。

北京に移入される食料の大部分は鐵道により、一部分が早車(驛馬の車)により運び込まれる。早車によつて

運ばれるのは北京郊外で生産された糧食で、産地と北京との距離は遠くなく、北京人は之を稱して伏地糧食（伏地その土地）といふ。鐵道によつて運ばれる糧食の中で白米と麵粉は主として天津に依存し京山線を経て移入され、雜糧は京包線によつて運び込まれる。京漢線によつて移入される主要食料は芝蔴（ごま）及び小米（粟の穀を除いたもの）及び其他の雜糧であり、逆に北京から搬出されるものもあり、遠くは順德（河北省南部）にまで至る。北京東北の數縣は糧食不足の地帯で此の供給は主として北京に仰ぐ、故に北京は食料集散の一中心であり、經過市場たるの性質をも帯びてゐるわけである。

糧市の沿革

北京の糧食交易には元來固定的な取引地點が七箇所あつた。即ち、(1)東珠市口、(2)教子胡同（廣安門内）、(3)西直門外、(4)東直門外、(5)欖杆市（崇文門外）、(6)安定門外、(7)朝陽門官廂（官廂とは門外の橋と門との間の地帯のこと）である。

以前には曾て九門七市の諺があり、各城門毎に糧店が設けられ一種の經紀の性質を有して居り糧食の取引は糧店の中で行はれたが、それが段々發達して糧市の形をとる様になつたものであるといふ。現在でも各城門には糧店があるけれども多くは既に業務を休止して居り、糧食は城内に集中して取引され、今残つてゐるのは、(1)西直門外（俗稱西市）、(2)東珠市口及び教子胡同（別稱南市）の三市場のみである。之等の市の市日及び取引商品は皆同一ではない。今試みにその異同を列擧すれば、

(一) 西市（西直門外）は毎月二・四・六・八・十の偶數日に市を開き、開市毎に集散される糧食は大米（米）が五百乃至一千石、其他雜糧一千乃至六千石である。

(二) 南市（教子胡同）は一・三・六・八の日に市を開き、開市毎に取引される糧食は雜糧五百乃至一千石である。

(三) 南市(東珠市口)は五・七・九の日に市を開き、市のある度に取引される糧食は三百乃至三千石で、大米及び麵粉が最も多い。

糧業の分類

北京に於ける糧業の組織は大別して四つの種類がある。(1)糧麥雜貨棧、(2)大米莊、(3)陸陳行、(4)米麵舖がそれであるが、此等の業務上の性質を略述すれば、

糧麥雜貨棧は又堆棧とも稱し、その主要なる業務は代客(仲買人)として取引及び運送をすることである。但し時には自分自身の取引をなすこともある。糧棧が仲買人として取引・運送を爲す場合、棧費と店佣を主要な收入として取得する。しかして顧客のために行ふ仕事は第一に、客商に宿泊と食事の便を提供すること、次には客商が商品を携へて北京に到着すれば糧棧が代理となつて荷卸と運搬をして倉庫に納れ、跑外人(外交員)が毎朝糧市に赴いて取引の交渉を行ふ。價格の評定、賣買契約、代金受取は大概糧棧が之を代行し取引終了後に始めて佣費を請求する。糧棧の収入は三つに分類される、即ち、(1)糧棧が客に代つて支拂つた費用、例へば牙稅・荷の積卸費・發脚費(運送費)等、(2)糧棧が客の取引を代行せる事に對する手数料即ち、店佣・過脚費(秤量費)等、(3)糧棧が客に提供した設備の費用即ち食費・宿料・倉庫料である。以上三つの中、第二項のものが糧棧にとつて眞正の營業收入であると言へるであらう。西便門糧麥雜貨公會の規定によれば、糧棧が仲介して賣つた場合の手数料即ち佣金は、雜糧については取引額百圓につき二元、麵粉は一袋につき洋四分(四錢)を取る。又、客の代行をして買つた場合の手數料は、雜糧は一石五分、麵粉は百袋一元(元も圓もともに發音は Yuan)であり一元は一圓のことである。普通一元と言はず一塊錢といふ)を取る。糧棧の手を経て糧食を賣渡する時その秤量は糧棧が之を行ひ、斛佣即ち秤量手数料として賣方が一石につき二分を出す。糧棧が立替へて支拂つた費用、例へば裝卸車費は西便門糧麥公會の規定によると、二十噸車は二元であり、驛から倉庫への運賃は百石五元であ

る。又、北京市内の發脚費（運賃）は普通糧食一包につき二角、糧麥牙税は一石につき二角四分（二十四錢）である。

糧棧は客方のため糧食を倉庫に預るが、その費用は三月を一季とし、毎季一石につき四分を取る。二季、三季四季と倉庫に入れてある場合は季數に應じて倉庫料を遞増する。約束の期限が過ぎてから品物を出さうとする者は前述の金額の他に一石三分の手數料を納めねばならない。

各種の麥棧はすべて北京の西直門・西便門・永定門・正陽門等各驛附近に居るが、これは糧食を運搬するのに便利だからである。

大米莊は、大米の批發（卸賣）を專業とするものである。此處で大米と稱するのは南方で稻米と稱するもの、即ち米の事である。此の業を經營する者は北京に於て米局とも言ひ、他の糧行に比し資本が雄厚であり、營業の性質から見て二つに分類される。一つは在外坐莊と言ひ各地方で大米を仕入れて北京に搬來する者であり、一つは北京に在つて米の小賣取引をなすものである。以前は大米の仕入地は多く無錫及び鎮江（機器米）、南京及び上海（清水米）、蕪湖及び蚌埠（秈米）、或は漢口（湖南米）、信陽等の地であつたが、後に上海の米輸出禁止及び長江に於ける水害發生のため米産が不足し、最近は遠く香港に赴いて佛印・泰國方面の米を仕入れてゐる。米莊は遠く各地から買入れた米を他處に轉運して賣捌くと同時に、近くの天津に於て常に米の購買を豫約し置き之を北京に持ち來つて小賣する。仕入れた米が粗糙の粳米なる時は之を精白する必要があるので、北京の大米莊は皆精白機の設備を有し、一種の白砂粉を米に混ぜ砂の摩擦を利用して米の糠を落し、それが終れば篩にかけ、それで精白米が出来る譯である。之を賣出す際には零售（小賣）と批發（卸賣）の別があり、小賣とは各食戸及び飯館に賣ることであり、卸賣とは糧市に於て北京の米麵行に賣るのをいふ。

米莊は近來多く麵粉の卸賣をも兼業する。その營業方法に二つあり、(1) 麵粉公司に代つて麵粉を賣廣めて回扣

錢（手數料）をとり或は、(2)天津で麵粉を注文して仕入れ之を店先又は糧市で販賣する。米莊は多く宣武門外の驛馬市大街及び崇文門内米市大街一帯に存在する。北京各處の米莊は大米麵粉の卸賣を看板にしてゐるが、實は陸陳行業の變化したものであつて、眞正の米莊業とは異なるものが多い。

陸陳行業は稜角方芒稻穗の六穀を賣買するもので、陸陳廣聚とも言ひ、卸賣又は小賣を營むものである。雜穀を仕入れる地方は以前は主として京包線の遠くは包頭・薩拉濟等、京漢線新鄉以北各地方・津浦線の遠くは明光・蚌埠等である。又、滿洲事變以前には京山線新民・溝幫子等の地に至つて穀類を仕入れた。前經濟討論處の統計によれば北京の人口中で麥・豆・雜糧を食する者は十分の七であり、米を食する者は十分の三に過ぎずといふ（中國經濟週刊第七十二期）。故に此の陸陳行業は北京に於ける糧業の中で特に重要な地位を占めてゐる。なほ所謂稜角方芒稻穗とは次の各種穀類をいふ。

稜	……	蕎		麥		角	……	豆		類
方	……	胡		麻		芒	……	大		小
稜	……	粳		糯		米		穗	……	穀
								糜	……	黍
								高粱	……	稷

米麵舗業は雜糧店とも稱し、北京市内に於て雜穀及び麵粉を仕入れ、それを直接一般消費者に賣るのを仕事にしてゐる。故に此の雜糧店は市内の一箇所に集中して店を設けることは無く、内外城の市民居住中心地に分散してゐる。雜糧店は又、油鹽雜貨をも賣つてゐる事が多く、屢々自ら製粉機を備へて伏地麵及び玉米粉（玉蜀黍粉）等を製造する。雜糧店で粉を碾くのには、近來改良火力製粉機を用ふるもの多く、全市六七百軒の雜糧店中で蒸氣製粉機を用ふるものはすでに二百餘軒、電氣を用ふる者は十餘軒である。其他の店では舊式の石磨（畜力製粉機）により麵粉を製造し、伏地麵を除けば多く玉米粉及び小米粉（粟粉）を作つてゐる。此の三種の製粉機による一晝夜の製粉能力を比較すれば次の通りである。

電力機	五、〇〇〇斤	二、四〇〇斤	三、五〇〇斤
火力機	五、〇〇〇斤	二、四〇〇斤	三、五〇〇斤
畜力機	七〇〇斤	四〇〇斤	
			五米粉
			小麥粉
			小米粉

右の如く、電力・火力・畜力製粉機の一晝夜に於ける製粉量の差異は甚だ大きい。又、機械設備の價格は勿論として、毎日の消耗費にも大きな差がある。畜力製粉機は一個の價格僅かに二十元であるが、電力のは二十五馬力（二磨面）ので千二百餘元である。毎日の消耗は勞賃を別として、畜力用のは僅かに畜力を要するのみであるが電力機は一月平均の整備費が四五十元、毎日必要な機械油が四五角、電力代が一日十一二元要る。故に、資本の小さな雜糧店は此の様な設備をする事が出来ない。

以上に挙げた糧麥雜貨棧・大米莊・陸陳行業・米麵舖業の四つは北京に於ける糧業の主要なるものである。この他にも、保定乾益麵粉分銷所（出張所）、三陽麵粉廠・双合盛啤酒公司（ビール會社）及び北京の糖坊・酒坊・油坊等がある。三陽麵粉廠は民國元年（大正元年）に設立せられ民國十九年（昭和五年）に第一回の改組があつた。現在の職工數は僅か三十餘人のみで、麵粉の生産量は一月一萬五六千袋であり、北京に於ける糧業の組織より見れば重要な地位を占めては居ない。麥酒會社が必要とする原料の大麥は、多く徐水・固安及び京包線の宣化・新保安等の地に於て仕入れ、北京に於ける糧食の交易上より見て關係は比較的少い。

取引の順序

北京に於ける糧食の取引は様本交易（見本取引）と稱すべきものであつて、賣方は商品を市場に搬出し賣出すことはせず、たゞ見本を市場に陳列して顧客の選擇に委せる。これを看小樣（品定め、又は見本調べ）と言ひ、購買者は見本を見終ると次に價格の交渉をなし、價格の協定が済めば經紀人が市帖を開寫する。市帖には糧食の

數量と價格が明確に記してあつて一部は買方に、一部は賣方に給付する定めであるが實際の習慣では買方のみ給し賣方には給付しない。賣主が買主に現品を引渡すのは市が解散してより三五日或は八九日目で、遅くも半月以内に引渡しが終わらなければならない。現品引渡しと同時に買主は代價を支拂つて清算する。

糧市に於て取引の行はれる際、賣主と稱する者必ずしも貨主でなく、買主も亦市内の一般消費者ではない。糧市に於ける賣買份子を分析すれば、賣方の多くは糧食の卸賣を業とする大米壯、市内陸陳行業に隸屬して食料の販賣を業とする糧號、又、客のため取引を代行する糧棧及び外地商人が北京に設けてゐる麵粉分銷處（出張所）である。買方は多く市内の雜糧店・製粉廠・糖坊・油坊及び買客のため取引を代行する糧棧である。

糧市で取引が成立し、經紀人が市帖を開寫し終れば、そこで始めて買方より經紀人に對し佣金として雜糧百石につき銅元六十枚（約十三錢）、麵粉百袋につき二十枚（約四錢）を支拂ふ。此の業務によつて經紀人の受ける佣金（手數董）は少いけれども毎年舊曆五月五日の端午節、八月十五日の仲秋節、及び年末の三回、市に於て普段取引をしてゐる各糧號が節費と稱する祝儀を據出することになつてゐる。糧棧が市場取引のため行ふ職務は、たゞ市帖を開寫することだけである。實際上、此種の市帖は取引上の責任を保證するものではなく、賣買双方が糧食の引渡しを行ふ時に品物が約束と違つたり、或は代金の支拂が延滞したりした際にも重要な證據書類となるわけのものでない。しかし此の様な紛争は北京に於ける糧食の取引に於ては殆ど發生しない。その理由は、取引の兩當時者がともに自分の店の舖號を以て信用の保證としてゐるからである。客商は糧棧に市場の取引を委託代行させ北京市内の糧號とは直接の關係がない。賣方が糧食を賣渡す際には人足を雇ひ貨物を買方に送り届け、その運賃は賣方が支拂ふ。前述の發脚費は此の費用を代表する。買方が糧食を受取つたならば代價の精算をなし、取引の手續が始めて完了する。

取引の單位

糧市に於ける雜糧及び大米の取引はすべて石を單位とする。麵粉は袋を以て單位とし麵粉一袋の重さは四十斤である。石は市斛の二斛（一斛は五斗）であつて、市斛には以前三種あつた。即ち東市斛・西市斛及び安市斛の三つであつて、廣渠門内糧市即ち欖杆市にては東市斛を、廣安門及び西直門の糧市にては西市斛を、安定門の官廂にある糧市にては安市斛を使用してゐた。安市斛は西市斛に較べて一石につき二升多く、一升の糧食は一斤八兩（一斤 \parallel 一六兩）である。しかし現在北京の各糧市は皆西市斛一種のみを通用し、二斛を以て一石、百管を以て一斛とする。即ち、一石二百管に當る。しかし一管の重量は大米ならば十三兩（一兩は十六分の一）、小米は十三兩、高糧は十一兩である。雜糧の中で芝麻のみは二百八管を一石として計算する。糧食を受渡するため秤糧は高粱・玉米・小麥・大麥・蕎麥・糜子・黍子・白米等は一石を一定斤數で換算して計り、小米・黃豆・黑豆・綠豆・糜米等は石數によつて計算する。各種糧食をはかる場合、石を斤に換算又は斤を石に換算するのは次の標準による。

高粱	一石	一四〇斤	玉	米	一石	一五〇斤	
小米	一石	一五二斤	大	麥	一石	一五〇斤	
蕎麥	一石	一一五斤	糜	子	一石	一五〇斤	
黍	子	一石	一五〇斤	白	米	一石	一六〇斤

糧號が市内で小賣をする場合はすべて斤數を單位とする。米莊は一六〇斤を一包として用ひ、官秤（前農商部秤）一四〇斤、市秤一五二斤、京平一五五斤に相當する。雜糧店が糧食を小賣するには京平（市秤に比し每斤三錢二分輕い）を用ひ、之を油麵秤と稱する。糧食の卸賣には京平に比し一斤につき三錢二分（一兩は一〇錢、一錢は十分）重い市秤を用ふる。市秤は又、北京で最も廣く使用されてゐる秤である。

二、花生 市

花生（落花生）の集散状況

花生は一種の油類作物であつて、之より搾る花生油は胡麻油と同様吾人の食用に供せられる。しかし乍ら北京には大規模の花生搾油工場がなく、北京の市民は花生油をあまり歓迎しない。落花生は北京に於て僅かに零食（間食）に用ひられる程度であつて、消費はごく少い。しかし北京東北の數縣はともに落花生の産地であるから北京での集散數量はやゝ見るべきものがある。但し市場の地位に就いて言へばその重要性は遠く糧食市に及ばない。花生商の統計によれば、毎年北京に移入される花生の數量は約八百萬斤であり、それは花生生・熟花生（焼いたもの）及び花生仁（殻を除いたもの）の三種である。熟花生の移入數量は比較的少く、收穫期以後始めて市場に出現し翌年の舊三月に至つて市場から姿を消す。此の期間中生花生は北京で減少を見る。しかして毎年の生熟花生移入數量中、花生生は十分の六、熟花生は十分の四を占める。花生仁の移入は帶殼花生に比し少く、花生移入總量の僅か十分の二を占めるのみである。茲に生熟花生及び花生仁の毎年移入數量を擧ぐれば次の通りである。

花生	一六〇萬斤
帶殼熟花生	二五六萬斤
帶殼花生	三八四萬斤
計	八五一萬斤

舊崇文門稅關民國十八年の貨物統計表によれば、北京に輸入される花生仁は二、三九六、八五九斤、帶殼熟花生は六、〇八七、四四四斤、合計約八四八萬餘斤となつて居り、之を現在の状況と比較して大なる差はなく、北京の花生移入數量が年によつて大きな變動をしないことを知る。又、北京社會局調査によれば北京で販賣せられる

花生は移入總量の四分の一で、残りの四分の三は皆天津を経て移輸出されるといふ。(北平市商業概況三六六頁)故に花生は北京に於て經過市場的性質を有する。

落花生の來源は、順義縣產の花生が最も重要であつて、移入數量亦最も多い。その次は昌平及懷柔縣產の花生であり、移入最も少きは密雲縣のものである。大興・苑平の兩縣も花生の生産地であつて、北京との距離が甚だ近いので北京を以て唯一の市場としてゐる。各縣より北京への移入數量を花生商の統計によつて比較すれば次表の如くである。

	帶殼生熟花生	花生仁	合計
順義縣	三〇〇万斤	三〇万斤	三三〇万斤
大興縣及苑平縣	三〇〇	二〇	二二〇
昌平縣	七〇	五〇	一二〇
懷柔縣	六二	五五	一一七
密雲縣	八	五	一三
總計	六四〇	一六〇	八〇〇

以上各縣產の花生は北京を主要仕向地とし、運輸機關は殆ど大車で時に騾馱を用ふる。

市場の現狀

北京の花生市を分つて南市と北市となす。南市は前門外大蔣胡同に、北市は德勝門裏丁字街に設けられ、兩市とも牙行店を有し之を花生店とも稱する。各縣から運ばれ來る花生は皆花生店内に荷卸し、その店内で取引が行はれる。又、取引時刻は多く早朝である。

北京に於て花生は乾菓行が之を仕入れるが、北京の乾菓行店は又多く鮮菓業を兼營するから、乾鮮菓行公會の組織を有し、花生及び乾鮮菓の店は同一地區に設けられ取引も同一地點で行はれる。故に之等の市場を普通菓子

市と稱し純粹の花生市場と區別する。

南市には花生店（花生仲買店）が四軒あり、北市には一軒ある。齊化門内及び東直門内には花生店が各一軒づつあつて花生の取引をしてゐるが但し取引市場ではない。民國四年に孔士培なる者があり、元來南北兩市で行はれてゐた取引業務を一手に收めんとして前門外天橋地區に朝鮮菓店を設立し取引を一箇所に集中して行ふことゝせるため従來の二市場は勢力が衰へつゝある。現在の南北兩市を比較するに、南市の方が優勢であつて、花生の取引額も亦南市の方が多し。

行店の業務

北京の朝鮮菓同業公會は朝鮮菓行の行店及び倒莊によつて組織せられてゐる。行店とは菓行の經紀であり、倒莊とは賣買を自ら營む菓行である。總計して北京には倒莊菓行が三十餘軒、行店が二十餘軒あり、二十餘軒の行店の中で花生店は僅か七軒である。落花生取引に關する彼等の主要職務は評價及び過秤（秤量）である。以前崇關即ち崇文門稅關がまだ廢止されなかつた時には、花生が城内に入るのに規則によつて捐稅を納めることになつてゐたので、客商は花生を搬入するに際し先づ之を行店に持込み、行店が此種の捐稅を代徴する仕組になつてゐた。行店は客方に種々の利便を供するが、それは次の三點に歸着する。即ち、(1)客に代つて商品を買捌くこと、(2)金を立替へて支拂ふこと（墊借款項）(3)客商に住室を提供することである。花生が行店に荷卸しされた後はその販賣の代行が行店に委任され、價格の決定・秤量・代金受渡（收付貨款）等の事はすべて行店が之を代辨し、客商はそれに對し一切干渉が出来ない。花生を賣渡したに拘らずまだ代價が回收せられない時には行店が代金を立替へて客商に支拂ふ。それは委託した商品の價格の十分の六だけであつて、客商が百圓の花生を渡した時には六十圓だけ立替へることになる。しかし、後に代金が支拂はれる時にさきの立替金が差引かれる。又、行店それ自身も固より無資本であるから、客商に對する資金の融通は銀行からの借出しによるものである。

倒莊菓行は資本が充分あり、取扱商品は鮮菓類及び乾菓類であつて、行店内で收買した花生は之を更に天津に運送して販賣する。市場取引はすべて現貨で之を行ひ、取引が成立すれば商品は買主に送り届けられるが買主はその時直ちに代價を支拂ふ必要がなく、慣習によれば節年即ち舊曆で五月五日の端午節・八月十五日の仲秋節及び年末の三回に決済する。其他北京に於ける花生關係の商人としては乾菓舖（海味店といふ）及び小販（行商人）があるけれども、彼等が一軒で買ふ數量には自ら限度があり、多くは現金取引である。

經 紀 制 度

行店の領有する牙帖は之を乾菓行牙帳と稱し、毎年乾菓行公會が二千二百元の牙税を代繳（代納）して之を受取り、更に二十餘軒の行店に分配する。此の牙税は順天府（北京市役所）に登記し有効期間は二十年でその間は牙税金額の増減が出来ないことに定められ、この期間は民國四年に始り同二十四年に終つた。この様な登記をするに至つた原因は、孔子培なる者が居つて行店の業務を一手に收め様としたので行店が自己の地位を鞏固にせんため始めて團體名儀を以て長期牙税を一括納付するに至つたものである。斯くの如く菓行公會が此の牙税を包繳（一括納付）するのであるから、北京に於て行店を設立する者は公會の認可を経て牙税を分擔し、公會から牙帖を發給して貰はねばならない。牙帖は之を分つて專帖及び普通帖の二種とする。乾鮮果の中で杏仁・桃仁・瓜子・花生・西瓜等の牙帖は專帖であつて、例へば花生の專帖を持つてゐる行店は花生につき經紀の職務を營む。しかし一軒で專帖を幾通りも所持することは許される。其他のものはすべて普通帖で、乾鮮菓の種類を制限せず如何なる物に就いても自由に仲買・取引の斡旋・評價及び過秤等を行ふことが出来る。現在公會が發給してゐる牙帖は專帖普通帖を合して五十五冊あり、一冊の帖費（即ち牙税）は臨時に規定されるが大體二千餘元位である。

行店は客方を代表して取引を擔當し、その唯一の収入は佣金である。花生店の佣金は最初（清の光緒年間）取引價額の三%づゝを賣買兩者の各々が出して居り俗に之を内外三分と稱した。其後久しからずして率が増加し賣

買両者が五%づゝの店俵を出す様になつた。現在北京市財政局公布の牙紀收俵辦法によれば、賣買兩者の出すものは夫々取引額の三%を超へ得ざる事になつてゐるが、近來南北兩市の花生店が取る俵金の率は更に高く、北市の規定では帶殼花生百斤につき五分（五錢）、仁百斤につき七分（七錢）を賣方が出し、買方は出さない。南市の花生店も亦俵金を賣方から取るが、俵金の額については一定の標準がなく、大概百斤につき最高九分、最低五分である。

取引の單位

市場に於ける花生の取引は斤を以て單位とし、用ふる量器は極めて複雑である。北市で用ふる秤は三盤秤（一噸即ち二二四〇ポンドの一六八〇分の一を一斤とするもの）であり、南市では帶殼花生には市斤（民國二十三年制定、一斤 \parallel 〇・五兩）の二割四分増のを、花生仁には直秤（誤聞化しない正十六兩市斤の）意を用ひる。齋化門に於ける花生店の秤は大體南市のと同じであるが、たゞ帶殼熟花生には市秤一割増のを用ひる。其他乾菓に用ひる秤は更に不同であるが参考のために擧ぐれば次の通りである。

直	秤（正眞の市斤）	杏仁、桃仁、瓜仁、花生仁
市秤加二	（市斤の二四%増し）	帶殼花生
市秤加一七	（市斤の一七%増し）	白瓜子
市秤加一	（市斤の十一%増し）	花椒、杏乾、燻棗
市秤小五秤	（市斤の五%増し）	黑瓜子

三、棉花市

棉花の需給狀況

北京は棉花取引の終點市場で、移入される棉花の大部分は市民の消費となる。北京に於ける棉花の消費量には

勿論大なる變動は無いが、たゞ軍隊の駐屯が多い時には冬季軍衣に棉を用ふるので需要量が往々多くなる。北京棉業公會報告による民國五年乃至十五年の北京に於ける各一箇年の操棉消費狀況は次の通りである。

民國五年	六〇万斤
民國十二年	一二〇万斤
民國十三年	六〇万斤
民國十四年	一〇〇万斤
民國十五年	九〇万斤

花衣（繰棉）を衣用として用ふる前に之を柔かに打ち直す必要があり、打直したものを棉絮と稱するが、繰棉を打つて棉絮としても分量には大した増減はなく、従つて實際上は繰棉の消費量と棉絮の消費量とを同一と看做して差支へない。右に挙げた數字では民國十二年が消費の最も多かりし年であり、五年及び十五年は最低の年であつて、平均的に見て毎年の消費量は大體九〇乃至百萬斤の間にある。又、棉商統計によつて、最近五箇年の消費状態を見るに、多少増加はしてゐるが平均百十萬斤臺であつて、北京の人口數と比較し、一人一斤平均に達しなく。

北京で消費される棉花は性質及び産地によつて州花と縣花とに區分される。州花とは粗毛のことで、原産地涿縣は以前涿州といふ名前であつた。縣花は縷花即ち細毛のことで、原産地は平谷縣である。州花と縣花とは以上の如く産地が違ふので夫々の名稱を生じたものであるが、北京棉花の來源地としては右兩地方の他に、京山線武清縣の楊村、京漢線の容城・定興兩縣である。武清縣楊村一帯に産する棉花は天津に於て東北河棉と稱し、纖維が細くて長い米國種である。容城・定興兩縣産の棉花は細毛・粗毛の兩種を含み、容城のは概して細毛多く、定興のは粗毛が多い。

北京附近では南苑も亦甚だ有名な棉産地である。これは元來一片の空地に過ぎず、以前清皇室の遊獵場であつたが、民國になつてから民國政府の管轄に歸し、之を民間に貸下げて耕地とした。此處に栽培されてゐる棉花は純米國種で、纖維が細く且つ長く、北京では高線花と呼ばれてゐる。南苑の他に北京城西の藍靛廠・海甸等の地區にも棉花の生産が少くなく、城内では左安門の空地に棉花が栽培せられてゐる。此等各地區産の棉花は全て北京に於ける消費に充てられる。しかし、容城・定興一帶の畑はすべて旱田（灌溉施設のない耕地）なので、棉花の播種が出来るかどうかは春に降雨があるかどうかで決り、且つ播種後の天候（主として雨量）によつて收穫量が甚しく變動する。従つて、容城・定興の棉花が不作なる時は北京の棉商は多く定縣・唐縣或は遠く石家莊まで出掛けて行つて棉花を收買する。石家莊一帶の棉田は、灌溉施設（井戸）を有するものも多く收穫亦従つて甚だ多いが、北京の需要量が少く北京に於ける取引の便も良くないため大部分天津に移出され、北京の市場に現れる機會は比較的少い。

棉業の組織

北京に於て棉業を經營するものを總稱して棉花店といひ、内外城に散在する棉花店は大小合計五十餘軒を下らない。彼等の營業は分類すると二つになる。第一のものは、卸賣と小賣とを兼營する棉花店であつて、普通之を棉花莊といふ。その資本は大體二三千元内外であつて、自分自身人を各地に派遣し操棉を收買して之を北京に運搬しそのまゝ小棉花店に卸すか、又は一部分を棉絮に弾つて洋貨布店に卸すか、或は自ら店先に於て零售（小賣）する。第二のものは、小賣を専門とする小棉花店であつて、資本が餘りに小さく、人を原産地に派して收買する事が出来ないもので市内棉花莊から操棉を仕入れ、更に彈繭の手續きを加へて店先で小賣する。かくの如く、卸をする者も小賣をする者も皆自ら彈棉機を設備して居る。機械は多く木製であつて人工を用ふるが、近來電機で彈棉を行ふもの八九軒あり、その用ふる電機はすべて市内の鐵工場製で、一臺の價格は約一千數百元である。

花店の彈棉は、若干の大棉花莊が固定的に彈花工人を雇傭してゐる以外は概ね臨時傭の工人を使用してゐる。傭はれる工人は大體北京附近の農民である。彼等に對する賃銀の支拂ひは月給・日給及び出來高拂（按月・按日・按斤）の三種あり、大棉花莊では皆月給又は日給制を採用してゐるが、小棉花店では出來高拂制を用ひてゐる。細毛を彈棉する場合と粗毛を彈棉する場合との職工の所得は同一である。即ち細毛は纖維が長く彈棉し難く、一日の彈棉量は十五斤乃至二十斤で、一斤についての工賃は高くつくが、粗毛は纖維が粗く一日三十斤を彈棉し得るから一斤についての工賃は安くつく。但し此の事は月給及び日給の場合關係がない。

花衣（操棉）を彈棉して棉絮とする際、花衣に水を少しく加へるので、出來上りの棉絮は加へた水の量に従ひ百斤につき十斤乃至五斤位重くなる。之が乾燥して軽くなると更に再び適當に水を加へる。かくの如くして棉花店は巨利を得る事が出来る。

北京に於ける棉業は、以上棉花店及棉花莊の他に、古棉業者があり、朝陽門・德勝門・廣安門等の各門臉地區に店を設け、専ら古棉を買入れ之を打直して賣出すが、古棉一斤の値段は事變前で一角（十錢）、一斤打直しの工賃は二十枚（銅子兒）であつた。

販賣制度

北京に於ける棉花の販賣は、前に概ね棉花牙行の專辦する所であつたが、後、その獨占が甚しくなつたので棉商が一齊に反對して起ち、前京兆財政廳命令により牙行を取消し、農商部公布の商會法に基き民國五年に棉商を以て京師棉業商會（後に棉業同業公會と改稱）を組織し、牙行に代つて官廳の棉花牙税を徵收する様になつた。故に、北京で棉花を取扱はんとする者はすべて先づ商會に行つて税單及び査驗封緘（重量を査驗し牙税を納付した證書）を受領しなければならず、斯くして始めて市内で自由に販賣が出来る。

北京には一定の棉花交易地點がなく、小棉花店が棉花を仕入れるには、自ら棉花莊へ行つて收買する要がある。

取引の單位は卸賣には概ね市秤を用ひ、小賣には京秤を用ひる。市斤百斤は京斤に比し二斤多い。棉花の小賣には又「個」を用ひ一個の棉花は表向き京秤半斤となつてゐるが、實際は半斤に足らない。棉花の價格は事變前、百斤で粗毛五十元、細毛五十八元であつて、水氣で重量を増すことを勘定に入れると、原産地に於ける收買價格より二十元高く、原料の運賃・彈花費等を差引いてもなほ且つ十二三元の利益がある。彼等棉花店の得る利潤は甚だ高率である。しかし乍ら彼等の營業期間は極めて短く、毎年陰曆七月頃からやゝ仕事が始り、九・十・十一・十二の四箇月は盛んであるが翌年の舊正月になればもはや強弩の末となり、二・三・四・五の各月は殆ど業務がなく、七月に又少しづつ始める。かくの如くして、一年の中で僅か半年の營業に過ぎないので、彼等の得る利潤も自然高率となるのである。なほ、小棉花店は夏季棉花の仕事の無い時には、夏向きの品物、例へば扇子・すだれごぎの類を商ふ。

棉花の捐税

棉花の捐税には、以前二種あつた。一つは城門税即ち崇關税（崇文門税關々税）で、之は棉花百斤につき二角二分（二十二錢）他に税單一枚につき洋二角（二十錢）を附加する。なほ、以上の従量税は風袋を除いた正味で計算し、棉花一捆（普通百五十斤）につき風袋十斤となる。此の城門税は前には舊京師稅務監督公署が之を徴收してゐたが、現在は已に廢止された。第二は即ち牙税で、之を徴收する機關は、以前は大苑の牙稅局であつたが今は北京市財政局が徴收する地方税となつてゐる。之が前述せる棉業公會代徴の牙税であつて、民國十五年迄は百斤につき四角であつたが十五年以後は八角になつた。現在は棉花を操棉と實棉（籽棉）とに分ち、操棉は百斤につき八角、實棉は三角の稅率である。收入せられた牙税の八割は公に歸し、二割が棉業公會の經手費（手數料）となり、それは十日毎に官報で公告される。棉業公會の經費は此の收入でまかなふが、不足の場合は五十餘軒の會員が分擔齎出する。

四、猪 市

猪の來源

北京に於ける猪（豚）は大部分汽車によつて、一部分は大車によつて或は逐はれて（趕逐）背後地から運ばれて来る。産地による區別としては、西口猪・車猪・北口猪・本地猪の四種がある。西口猪は京包線の懷來・延慶・張家口・大同及び山西省太原産のものであつて、すべて汽車によつて運ばれ来る。車猪とは北京東方八縣に産するもので、大車によつて運ばれて来る。北口猪は古北口の附近一帯に産するものであり、本地猪（北京豚）は北京附近及び北京北方の昌平・順義・密雲・懷柔・平谷一帯に産するものを言ひ、北口猪と本地猪とはいづれも人に逐はれてやつて来る。各地から移入される猪は毎年四五十萬頭を下らず、その中で西口猪は約十分の四、本地猪が十分の三、車猪及び北口猪の合計が残りの十分の三を占める。猪は他の農産品と異り、あちこち持ち廻つて取引するのが不便であるから、北京に移入されるものは總て市内の消費に向けられ、従つて北京は猪の消費市場である。

各地から豚が運ばれて来るのは、大體仲秋節（舊八月十五日）より翌年の端午節（舊五月五日）頃までが最も多く、北京に於ける豚肉の消費も亦此の時期が最も多い。猪の品質について一言すれば、北京東方八縣で飼養されたもの、即ち車猪は上等で、北京人に歓迎される。何故なら、此の地方では猪の肥育に意を用ひ、飼料に多く黑豆を給するので、肉量多きのみならず味も良いのである。西口猪は大概やせて居り品質も稍々落ちる。

猪店公會

猪店公會は以前「慶司老會」（慶司とは慶祝皇司の意なりといふも意味不明）と稱し、その成立は清の嘉慶年間（西曆一七九六—一八二〇）で、約二百年の歴史を有する。民國になつて後、始めて猪店公會と改稱した。

現在北京の猪店は合計四十八軒あり、その中で四十二軒が東四牌樓一帶に、六軒が西四牌樓一帶に居を構へてゐる。猪店の業務は取引の仲介をなすのを本務とし、客商に宿や食事を供してもその上前をはねる事はない。客商が猪をつれて到着すると、猪店で雇つた外鞭行が出迎へに行き猪を逐つて店に連れて来る。外鞭行は北京に十三人居り、客商が到着すると猪店の依頼で出勤する仕組になつてゐる。外鞭行一人毎月の賃銀は八元で、一度豚を逐ふ毎に客方が之に銅元八十枚を給し、一度に逐ふ豚の數は三匹より百匹迄とし、百匹を超へる時は豚二群として計算し更に八十枚を追加する。但し之は表面きの規定であつて、實際は、豚を販賣せんとする者は牙税を納める要があり、牙税納付に當つては一群猪即ち豚一群毎に牙票一枚が發行されるから、外鞭行は牙票一枚毎に一鞭猪（一度に逐ひ得べき豚）と做し、一一豚の數を計算することはない。

外鞭行は客商から豚を引繼ぎ之を城内に導き、賣渡終了に至つて任務が終る。途中逸走して失つたり、城内の露店に衝突して損害を與へたりした場合は猪店が責を負つて辨償する。猪店が客方に對して行ふ業務には又、
(一)捐税の代納——牙税及檢驗税、(二)仲買販賣、(三)代金受渡等のことがある。

各猪店はいづれも廣い中庭に藁ぶきの小屋を設け、客方が豚を放し飼ひするに便ならしめ、飼料も亦猪店が代つて買入れるが、その費用の標準は豚が店に入り三日以内は豚一匹三十錢で、それ以後は一日二十錢である。猪店は別に小鞭行を雇つて居り、小鞭行は豚の飼養管理を行ふ外、毎日市を開く際に豚を縛つて市に運び、猪店が豚の賣却をなした時には豚を買主の許に送り届ける。その際買主が豚一匹につき銅四大枚を給する他、猪店は彼等に賃銀を支拂はないが、しかし豚小屋にある豚糞は小鞭行が掃除し販賣することになつてゐるから、その収入は馬鹿に出來ない。

猪店は客に代つて豚を賣り店俵（仲買手数料）を取るのを以て最大の収入とし、以前の規定では口猪一頭の店俵は銀碼二錢（一斤の十六分の一を兩、一兩の十分の一を錢と云ひ、銀七錢五分を以て一圓とする）、車猪は三

錢であつたが、現在は一律に豚一頭につき銀碼四錢を買主が出すことになつてゐる。

なほ、猪店公會の維持費として猪店が豚一頭を仲買する毎に會費洋一分（一錢）を納め、その代りに公會は極力猪店の業務を援助する。前に述べた十三人の外鞭行の如きも、實は公會の雇傭人で、その俸給は公會によつて支拂はれるのである。その他、東四で開かれる市の地皮占用代（土地表面使用代）として一月二十六元一角の地租及び猪店の舖稅（別稱統捐）一月六十七元二角が公會から官廳に納付せられてゐる。しかし乍ら現在公會には既に多額の積立金があるので些少の會費は徴收する要なきに至つてゐる。

猪業食品公會

猪業食品公會は民國八年に成立し、當時の加入會員は白油業・湯鍋業・小腸業・肉局・肉積等であつたが、其後民國十八年から二十年にかけて、湯鍋業以外の各業者が相繼いで脱退し別に各々の公會を設立したので、現在此の公會に加入してゐる者としては湯鍋業があるのみである。北京市の湯鍋業者は全部で二百餘軒あるが、公會に加入してゐるのは百四十餘軒であり、彼等は屠殺を業としてゐるため普通「屠戶湯鍋」と稱され、その住居は主として東四及び西四の兩猪市附近の地帯である。

湯鍋の資本は比較的小さく、大概一千圓内外であり、彼等は猪市に於て活猪（生きた豚）を仕入れ、それをその夜の中に屠殺し翌朝早く賣出す。従つて大資本を要しないわけである。湯鍋が猪市で活猪を仕入れるには、仲買手數料として一頭につき銀碼四錢が要り、其他に屠宰税がある。購入したものは必ずその日の中に代金支拂を濟ませる。取引に際してはすべて銀碼（銀の重さ）を以て値段をつけ、支拂に當つては三釐五扣色（三釐五毛、即ち三・五匁差引）をしてから洋元即ち通貨に換算する。一圓は銀七錢五厘（七・五匁）が規定である。

豚が屠殺された後は市内の肉局及び肉桿に之を賣るのであるが豚の附產物例へば腸・胃・脂油等は市内の小腸局・白油局に、又、下水（内臟）たる肺や肝は之を賣るのを専門としてゐる小資本の業者に卸す。屠戶業を經營

してゐる者は、山東の掖縣・招遠・萊陽等からの出身者が多い。

食品公會の會費として湯鍋は豚一頭を屠殺する毎に二分を納める。

以上、猪店及び湯鍋業は猪市の一つの基礎的組織である。猪市に於て客商は全然賣方であり湯鍋はすべて買方であり、此の賣買双方間に介在して活動するのが猪店である。しかし乍ら、一度豚が屠殺されると狀況が一變し死猪（豚肉）について別な市場が成立し、此の市場に於ては湯鍋業が今度は賣方の立場に變る。その場合、取引の相手方は次に列擧する所のものである。

肉局及肉槓

此の兩業はともに市内の消費者に直接豚肉を小賣するものであるが、二者の營業の性質には稍々不同の點がある。第一に、肉局は生肉のみを賣るが肉槓はその他に煮た肉をも賣る。第二は、肉局は多く附近の飯莊業と取引をなし、且つ町の一般消費者に小賣せぬものさへあるが、肉槓は食戸（一般消費者）を主なる顧客とする。第三に、肉局は多く白油業公會に加入するが肉槓は皆飯莊業公會に加入する。又、肉槓は普通稱して醬肘舖或は鷄鴨店と謂ひ、北京市内外城の各街巷に分散してゐる。

白油業

白油とは、生の又は煮た（熟）豚油のことであつて、北京に於て此の業を營む者を生白油局或は熟白油局と言ひ總計十三軒あり、すべて屠殺場附近の地區に存し大部分は山東人の經營である。彼等は屠猪業者から脂油（板油ともいふ）を購入し之を市内の飯莊業・點心舖（菓子屋）其他に再び轉賣する。此種のを生白油局といひ五軒ある。又、屠戸から掛油（網油ともいふ）を買つて之を融煉し各方面に賣捌く者を熟白油局と稱し、全市で八軒ある。生熟白油局の資本は皆甚だ微薄で時には資本を用ひない位のものさへあり、仕入れて直ぐ右から左に賣り、其の間ごく僅かの利益を收めれば足るのである。

白油局が市内に白油を賣る場合、之を買主の處に送り届ける要があるので、各店とも夥計（小僧）四五人を雇つてゐる。白油の市内消費は生油月約二千餘斤、熟油約三千餘斤であり、又、熟油の海外輸出數量は最も盛んな年で年四五萬斤である。

腸 衣 業

北京に於ける腸衣業經營者には、猪腸局と腸廠との二種ある。清朝時代には此種の營業が未發達で、豚の腸の用途としては低級な食品（現今でも市内で管腸と稱して賣つてゐる）に充てらるゝに過ぎなかつた。現在は腸一條が二角であるが當時は十錢即ち百文（穴のある銅貨には一厘のと十厘のと二種あつた）で、腸衣業は羊腸局に於て兼營せられ、それも十餘軒のみであつた。民國以後、腸衣の輸出が次第に増加したが、外國に於て腸の價格が騰貴するにつれ外商が支那に入つて來て腸衣を收買する様になり、それも、金を先に支拂つて現品は何度にも分けて持參させるといふ方法を以てしたので、市内の腸商は鉅額の資本を手にして之を運轉し得る様になり、市内のものをすべて買漁るのみでなく新疆・甘肅地方にまで出張して收買するといふ盛況になつた。現在市内の腸衣商舗は總計六十餘軒を下らず、その中で腸廠が十三軒、猪腸局が十餘軒、羊腸局が四十軒位であり、腸衣業に従事する職人の數も亦四百餘人を下らない。

猪腸廠は、猪腸を買入れると職人を用ひて脂肪を抜き、之を腸廠に賣渡す。腸廠は大きな木製の箱と水道管とを備へて居り、腸内に水を注入して洗つた後兩端に木栓を装入し再び水に晒す。水洗の終了後、長さを計り百ヤード又は九十三ヤードを以て一把となし然る後外商に卸す。價格の決定はすべて外國人の操縦する所であつて、近來腸商が屢々外商の信用を失つたこと、及び、外商が腸衣商人に對し餘りに苛酷なることのため此の業はすでに衰退の趨勢にある。

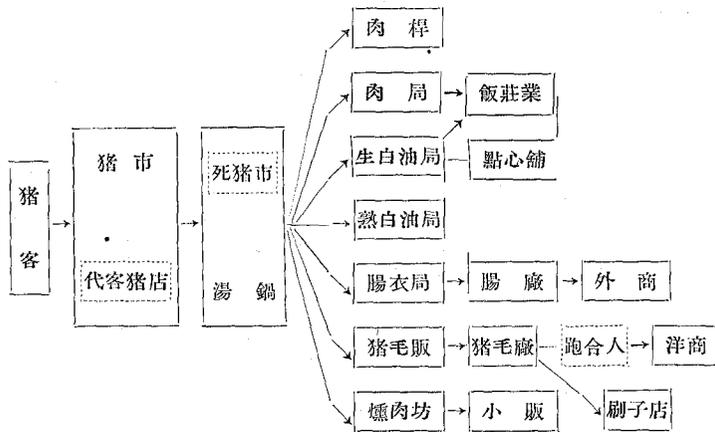
猪 鬃 業

北京に於て猪鬃業を営む者を分つて二となす。第一は、定つた店舗を有せず猪毛の收買を專業としてゐる猪毛販であり、第二は、豚の毛鬃（鬃は豚の背の毛）を整理剔梳し之を販賣するため活動する猪毛廠である。前者は多く山東人の經營で、毎日朝早く袋を携へて屠猪場に赴き猪毛を收買する。彼等は鬃毛の成分と分量をよく辨別し、或る程度の量が集まると猪毛廠に轉賣する。猪毛廠の營業地點は多く東四大小豆腐巷及び崇文門外並に廣安門内の各地で、總計百四五十軒を下らない。彼等の營業箇所は一定であるが官廳に對し届を出す事はなく、猪毛販から收買した猪毛を整理し、鬃は小束に纏め毛は麻袋に納めて外國に輸出する。市内に對しては僅かの猪鬃が二十餘軒の刷子店に卸されるに過ぎない。鬃毛を國外に輸出するには、外商が北京に人を派して收買するのであり、その際彼等の外交員は收買の仲介を爲して手数料百分の二を取る。彼等の取引方法は、現物對現金の取引であるが時としては契約を結んで先づ手付金を渡し殘金は現物引渡の際清算する場合もある。

燻肉坊

燻肉坊とは、豚の頭の肉を燻製にするのを業とするものであつて、全市に合計十餘軒ある。燻肉坊は猪頭を湯鍋から仕入れ自ら燻製を行ひ出來上つたものを小賣店に轉賣するのである。

上述の如く、猪市の組織は最初甚だ簡單であるが、しかし豚が屠殺された後は茲に數個の別な組織が形成され複雑となる。此の組織系統



を圖表で示せば前表通りである。

取引制度

北京の猪市は東四牌樓及び西四牌樓の二箇所に設けられてゐる。毎日早朝、猪店は豚を縛つて市場に出し、豚を買はんとする者亦市に於て看貨（品定め）をなす。賣主は「一網猪數」（一縛りの豚數）について値をつけ、一網猪には大小肥瘠があるので買主は豚一頭一頭をよく調べて肉が何斤採れるか迄考へ、その後一網猪の値踏みをする。猪店は賣方に代つて市場に於て取引を爲すものであるが、價格の取極めについては荷主の賛成を得て始めて最後の決定を見る。もしその日の中に賣る事が出来ない場合は店に一旦戻し、次の日又市場に出す。

豚の價格をきめるには、銀碼を以て評價する。即ち銀の兩數（一兩は一斤の十六分の一）を單位として値をつけ、それを再び洋元に換算する。一元は七錢五分（〇・七五兩）として計算し、又買主は〇・三五%を割引いて支拂ふ。故に買主が市場で百兩の豚を買つた場合支拂はれる實際の金額は次の如くして百三十二元八角七分となる。

銀數一〇〇兩につき

割引額

〇・三五兩

實際給付銀數

九九・六五兩

七錢五分一元として換算

一三二・八七元

湯鍋の賣出（賣渡）する豚は、屠殺を終へしかも内臓及び毛のすでに無いものである。一頭の豚は大きく二つに分割られその一つづつが賣られるのである。此の時にも亦銀碼を以て評價し〇・七五兩を一元として換算するが〇・三五%の値引きはしない。肉局が飯莊業と取引するには、市秤（〇・五疋）に比し百斤につき二斤少い京秤を用ふる。肉積が肉を一般消費者に賣る時は斤を單位とし價格は銅元で計算する。

豚の捐税

生きた豚が城内に入るには、三種の税を掛けられる即ち、牲畜税・牙税及び牲畜檢驗費が之である。以下此等

の各々について述べやう。

(一) 牲畜税は清の乾隆年間に定められ左右翼衛門が之を徴した。

民國以後、左右翼はともに北京稅務監督公署に編入され、民國十七年十二月稅務監督公署の廢止により北京市財政局賦捐稽徵所に接收せられた。之は一種の地方稅で、稅率は最初北京錢で決められ、一頭二百八十八文(文二厘)といふことになつて居ただが民國八年八月以降洋元を以て課稅することになり、一頭につき二分一釐(二錢一厘)と定められたが、十二年一月に至り再び稅率が改められ、正稅の外に附加稅として飯代三分を課し附加することゝなつた。例へば鐵道によつて到着する豚に對しては正稅九分の外に附加稅として飯代三分を課したが、久しからずして附加稅が正稅と併合されて徵收せられる様になつた。其後賦捐稽徵所は稅捐稽徵所と改稱せられ、第一第二分所・北郊分所・什方院分卡とその派出所を分設した。その徵稅額は豚が何處から來たかによつて同一でなく高低の區別がある。豚一頭についての稅額は次表の通りである。

	第一分所	第二分所	北郊分所	什方院分卡
市猪	一・五錢			
家猪	一・五			
外猪	五・〇			
小猪	二・五			
花市大猪	五・〇			
東嶽廟大猪	五・〇			
關猪		一・四錢		
行販猪		二・四		
入市猪			六・〇錢	二・一錢
火車猪				一・二・〇

(二) 豚の牙税

牙税は元來牙紀税（取引税）の性質を有して居るものであるが猪市には猪牙紀といふものがないので、豚一頭につきいくらといふ風にして税率を定め、官廳が直接之を徴收して來てゐる。此の事は現在まで變更を受けた事なく、たゞその徴收機關については民國四年以來大宛牙稅局であつたものが、十七年以後改正されて北京市財政局牙稅稽徵所となつた。税率は民國十五年以前には一頭につき四分（四錢）であつたが民國十五年以後一角二分（十二錢）に増額された。

(三) 牲畜檢驗費

これは民國十五年に北京警察廳が警官に對する手當に充てるため財政部に陳情し調査の上その實施を認可されたものであつて、城内に入る豚は檢驗費を納めて檢驗を受くべき規定になつてゐる。その税率は最初は一頭につき四角であつたが民國十七年に倍額にされその年の中に再び改められ、一頭の斤量に従ひ最高七角より最低一角となつた。此の數回の税率改訂を比較すれば次の通りである。

民國十五年九月六日—十七年三月三日	一頭につき	〇・四元
民國十七年三月四日—十七年十一月三十日	同	〇・八元
民國十七年十二月一日—現在	二十斤以上のもの	〇・七元
	二十斤以下	〇・三五元
	十斤以下	〇・一〇元

屠殺せられた豚にして半隻（半分）以上のものは右に照して比例計算し、半額に達せざるものは十五斤につき二角を徴し、十五斤に満たぬものは課税しない。又、尾のついてゐるものは十斤を超せば十五斤の場合に準じて計算し、斤量が課税との境にある時は半額徴收とする。

以上三項の捐税はすべて猪客の出す所となる。此の他、北京には屠宰税及び猪羊小腸獸骨税の二税がある。屠

宰税は清末に始めて行はれる様になつたもので、その徴税機關としては最初左右翼公署であつたが最近はその財政局賦税稽徴所となつた。税率には變更なく、豚一頭につき四角である。猪羊小腸獸骨税は民國十八年十一月に創設せられ、納税は組合代納制であつて、税額は猪羊腸が年八千元、猪羊骨が月百二十元である。組合は此の税金を納めるため腸衣商等から猪腸衣百斤につき二元（百斤に満たぬ時は按分計算する）、猪骨は一噸につき一元三角を取る。

五、雞 市

雞の來源

北京は雞の消費市場であつて、各地から移入せらるゝ雞はすべて本市に於て消費せられ、再び他地方に轉賣されることはない。各地から運ばれて來る雞の數は年によつて甚だ變動があるので、統計を掲げるとは困難であるが、その産地につき述べれば、鐵道によつて運ばれて來るのは定州雞・易州雞・保府雞であり、道路によつて運ばれて來るのは京雞（北京附近の雞）・北口雞（古北口一帯産）及び西口雞（懷來・延慶等産）であり、この他、北京東方の三河・興隆・昌平・玉田等の縣で産する雞も亦澤山北京に於て賣捌かれる。

雞の種類を大別して油雞と柴雞との二種とする。油雞は柴雞に比べ値段が高いけれども、各地から來るものゝ殆ど全部は柴雞によつて占められてゐる。油雞は北京四郷の農家で飼つてゐる者が比較的多いが市場に於ては重要でない。柴雞の品質にも亦上等と下等の別があり、古北口産のは體が大きく肉も肥え上乘であるが、懷來等のものは體が小さく肉も僅かで、品質が劣るといふ。

雞市の狀況

北京の雞市は二つあり、一つは前門外の後河沿地區に、一つは崇文門外の三里河東口にある。之等兩市が市を

開く時刻は早朝六時で、閉ぢるのは午前十時である。しかして、前門外の雞市は或る特定の雞の取引地點であり、崇文門外の雞市は雞牙行の所在地である。此の二つの雞市の状態はかなり異り、前門外の雞市に於ては賣買双方が直接取引を行ふに反し、崇文門外の雞市に於ては雞牙行の仲介によつて取引を行ふ。その他、各城門附近に於ても亦雞の取引が行はれるが、之等はすべて四郷の農民が雞を籠に入れて持來り街上で販賣するものであり、市内の雞販業に收買せられる。

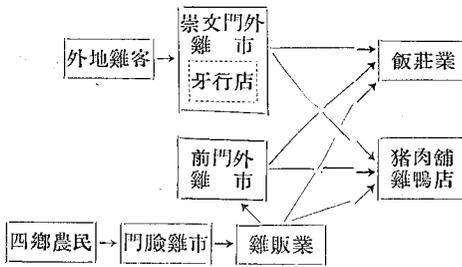
北京の雞販業は約四百餘軒あるが、彼等は店に屋號を有せず、捐税を納めることなく、有する資本亦甚だ僅かである。彼等は城門附近で農民の雞を收買し、之を前門外の雞市に於て販賣する。又、時には之を城内の飯莊業或は猪肉舖に持込んで賣渡す。いづれにしてもその利益は微々たるものである。

雞販業にして崇文門外の雞市に行つて取引を爲す者は甚だしいが、その理由は此の雞市では牙行の仲介に對し牙紀税を支拂はねばならぬため、雞販は出費を吝んで此處に出掛けないのである。此の市場で取引する者に關しては、賣主はすべて外地の雞客であり買主はすべて市内の雞鴨店及び飯莊業である。なほ、外地の雞客にして前門外の雞市に参加取引する者は少い。

北京雞市の組織につき圖表を用ひて説明すれば上圖の通りである。

經紀制度

崇文門外の雞市では牙行店を中心として取引が行はれ、且つその取引は牙行店の庭先で爲される。此種の牙行店は民國十九年には全市に三軒あつて屋號を夫々萬勝・任和・同徳と謂つたが、現在は同徳と稱するもの一軒のみが残つてゐるだけであつて、店の名を同徳雞鴨官行といひ、三十年の歴史を有し、使用人は十四人



である。此の同徳店は市場の經紀であるから北京市財政局から牙紀帖を受け、常年税（即ち帖費）は一年五十元である。此の牙紀帖は所謂散行帖と稱するものであつて、財政局の規定によれば、全市でなく一部分のみに關し牙行を認められたものであつて、一地區の牙行事務は執るけれども全市の牙行事務は執り得ない所のものである。

牙行店が客方のために行ふ職務は五つある。第一、客商に居處を提供すること。第二、買主を紹介すること。第三、價格の取極めをなすこと。第四、諸經費を立替へて支拂ふこと（墊借款項）。第五、客に代つて運搬の仕事に當ること、である。客商にして雞を携へて北京に來る者は鐵道によつて來たにしろ、驢馬車で來たにしろ、すべて一應は牙行店内に荷を卸す要がある。行店内には種々の設備があり、汽車で運ばれて來たものはその日の中に販賣し兼ねるから雞客は雞店内に寄宿するを可とし、雞も亦店内の雞舎に收容され行店の使用人が之を管理する。驢馬車によつて來る場合は店内に驢馬のため石槽が備へてある。賣り渡し（賣出）の後、行店は買主のため代金を立替へて支拂ふから、賣主は直ちに金を持つて歸ることが出来る。前門外の雞市には此の便利な仕組がないため、外地の雞客を招致して市場取引に参加せしめる事が出来ない。

牙行店は以上の如く客方の取引に便宜を取計ふ外、取引の終つた雞を運送屋によつて買主に送り届ける。此の運賃は買主の負擔である。牙行店か賣買兩者の斡旋をして一つの取引が終ると、賣主から取引額一元につき三分（三%）、買主からは雞一羽につき大銅貨一枚を手數料として取る。

（補註） 1. 陸路旱車で運んで來た雞は大概其の日の中に賣つてしまふ。

2. 鐵道で運で來た雞を貨車から卸し牙行店に運ぶのは雞客が自ら人を雇つて之を行ふ。
3. 店内で雞を飼ふ場合の飼料は雞客が自ら之を準備する。

取引方法

雞の取引はすべて實貨交易である。買主は籠の中に入つてゐる雞を一羽平均幾らとして値踏みし、價格の折合がつけば籠の中の雞に大小があつてもすべて此の平均價格で全部の雞の値段を計算する。此の様な平均價格は銅元を以て單位とし、代金支拂の際は洋元に換算し直す。牙行店が此の代金を立替へて支拂ふ關係上、銅元を洋元に換算する方法としては其時の洋元の相場に據らず、毎月一日に於ける洋元の相場を以て當該一箇月間の換算基準とする。例へば一月一日に洋元の相場が五百枚であつたとすれば、一月三十一日に洋元の相場が五百枚より多いか少いかであるのは當然であるが、しかも依然銅元五百枚を以て洋元一元として計算する。

六、雞 蛋 市

雞蛋（雞卵）の來源

北京の雞蛋市は雞市の場合と同じく、一個の消費市場を形成して居り、城内には雞卵を收買すべき洋行も打蛋廠（卵粉工場）もなく、各地から運ばれて來る雞卵は當地で悉く消費される。北京の近在では北方にある順義縣が有名な産卵地方であるが、此の地の蛋商が北京に雞卵を運送するには通縣を経由する必要がある、通縣には英國商和記及び日本商三井洋行等があつて雞卵を買集め之を天津に送つて輸出してしまふ。京包線の康莊も亦比較的豊富な産地であるが此の地の雞卵は多く天津に積出され、北京市場を經過しない。但し北京に於ける雞卵の消費そのものに就て考へればそれは決して少いものではなく、蛋商の統計によれば北京へ運ばれる雞卵は一日平均七萬個、一年間の合計約二千五百萬個の多きに達してゐる。

北京に移入される雞卵をその産地によつて分類すれば、(一)伏地貨は北京附近の農村で産せられるものであつて行販（行商人）が隨時農村に赴いて收買し、或は養雞家が自ら城内に運搬して販賣するものである。(二)京門貨は北京北方の昌平縣・順義縣等産のもので、馱子にて北京に運ばれる。(三)口貨は京包線康莊・延慶等の産で、之も

亦馱子にて運び込まれる。之等各地産の中で昌平・延慶兩地よりの移入數量が最も多く、伏地貨之に次ぎ、其他の地方よりのものは最も少い。

市場の狀況

北京に於ける雞卵の取引は雞子店（雞子兒＝雞卵）の中で行はれる。雞子店は各城門外一帯の地區に散在して居つて、張家店或は李家店等と稱する。之等は客店としての性質を具へ、蛋商を店内に宿泊せしめ、市場では經紀の仕事をする。雞卵取引に關する彼等の職務は、(一)取引を斡旋し、(二)代金を立替へて支拂ふこと（墊借款項）である。賣買取引が成立しても佣金は取らず、たゞ自分の處に泊めてゐる客から一日銅元十六枚の割合で店費を取るのみである。

各地の蛋商が北京に雞卵を運ぶには多く驢馬及び騾馬の背を利用し、一駄に積む雞卵數は一千八百個を以て最多とする。雞卵を持込むには德勝門を通過する事が多いので此處に牙稅徵收所の設けがあり、一千八百個を一駄として一駄につき雞蛋牙稅三毛（三十錢）を徵する。又、一千個に満たぬものは之を一擔と稱し一擔につき一毛五分（十五錢）を取る。此の牙稅は大概雞子店が代つて徵收し四五日に一度づつ取纏めて稽收所に納付し、しかる後始めて雞子店は賣主に對し買主を世話する運びとなる。

雞子店に於て雞卵を買ふのは、小販（行商人）・市内の餠餠舖及び油鹽店等である。餠餠舖は菓子を作るのに卵を用ひ、油鹽店は收買した雞卵を一般消費者に小賣する。小販は雞子店で仕入れたのを肩にして城内を賣り歩くか或は飯莊業・飯舖等に擔つて行つて賣付け、僅かな利益を收める。

雞子店を仲介して雞卵を買ふ時、買主は大概貧乏で直ちに代金を支拂ふことが出来ないから、雞子店が代つて賣主に代金を支拂ひ、買主は雞卵を販賣し終つてから代金を雞子店に返済する。この際利子は取らない。

取引方法

鶏卵の取引は實貨交易の方法によつて行はれ、市場には經紀人を缺き、鶏子店が賣買斡旋の責任を負ふのみである。價格を定めるにも、すべて賣買の兩當事者が互ひに交渉してきめる。

今から三十年位前には雞蛋牙紀店が二軒あり、振興店と稱するものが爛漫胡同に、恆和店と稱するものが宣武門外南橫街西口に店を構へて居つた。此の二軒はともに牙紀帖を領け之を商帖と謂つた。當時はなほ科擧時代であつて、此の二軒の牙紀店は考局子（科擧の試験をする役所）に鶏子差といふ税を納め、帖費即ち牙紀税は出さなかつた。此の兩家は價格を評定する責任を負ひ、價格の決定は主盤（取引所の相場係）によつて決定せられ、之を開行市（相場發表）といふ。價格は其の日の入荷數量によつて變動する。そして主盤（相場係）は當該日の鶏卵移入數量を基礎にして行市（相場）の高低を決定した。

現在では鶏卵を大量に買入れる蛋商がなく、二軒の牙紀店はともに店を閉ぢてゐるから、鶏卵の相場はその時その時で賣買双方が交渉して定めるのである。

大體から見ても、鶏卵の價格は年中同じでなく、春は品が豊富なので安く、冬は品不足のため高い。又、油雞蛋と柴雞蛋とでも値段が違ふ。夏の生産に係るものを熱貨といひ、孵化したひよこが未だ殻を破らぬものを隔窩といひ、いづれも價格は同じでない。概略的に言へば、油雞蛋は高價であるが柴蛋は安く、熱貨と隔窩とは更に價格が低く且つ良品に混入して賣られることが多い。

取引の貨幣單位は元で、一元につき幾個といふ風に相場を立てる。

七、菜 市

野菜の消費及び來源

北京附近の一帯は悉く野菜を産し、特に西直・廣安・右安・永定の各門外に栽培地が最も多く、更に少し遠方

では北京西方の大有莊・藍靛廠・蕭家河・海甸及び萬壽山等もすべて野菜を産し、いづれも北京を最大の消費市場として移出販售する。

野菜の種類は極めて豊富で、市場に於ける集散状況は季節によつて變化する。大體舊曆の一月乃至五月が野菜の最も旺んに市場に出る季節であり、舊七月以後やゝ少くなる。最も多く市場に出る蔬菜は、白米・韭菜・油菜・菠菜・蘿菜・苜菜・香菜・芥菜・芹菜・地菜・黃瓜・茄子・山藥・山藥豆・冬瓜・毛豆・茴香・倭瓜・辣椒・鮮薑・葱・蒜等である。

北京に於ける各種蔬菜の年消費量については調査困難である。以前、崇關（崇文門稅關）に貨物統計があつたが之は粗雑なもので蔬菜のみについても詳細でなく、北京の消費を知る資料としては不充分であり、蔬菜の種類も鮮薑・山藥・山藥豆・洋葱の四つを擧げてゐるのみであるが、たゞ一つの參考として擧げて見やう。

鮮薑	(しょうが)	七一七、〇五二斤
山藥	(やまいも)	三八、五九三斤
山藥豆	(やまいもの實)	一〇一、一〇四斤
洋葱	(たまねぎ)	一六六、四八三斤

(民國十八年全年輸入北平菜蔬統計)

北京の近郷から城内に移入される野菜はすべて北京市内の消費に充てられ、他地方に再び轉送されることは殆どない。何故なら、野菜は甚だ損傷し易い農産品であるが支那商人は之を輸送するための完全な設備を有せず、従つて野菜の市場は産地から餘り離れ得ないのである。野菜中若手のもの、例へば薑・蒜・辣椒(なんばん)等とは他地區へ更に移出され、遠きは天津・張家口等に行くがその數量は僅かなものであるから、北京を蔬菜の消費市場と考へるのに差支へはない。

市場の狀況

北京の菜市は、廣安門・天橋・阜城門の三箇所のみが常年市であつて、其他西直門外・德勝門外・安定門外・東直門外・朝陽門外の各市場は蔬菜の出廻りが旺んな季節のみ市を開き、冬期になれば取引を停止する。各菜市は守護神を同じくし、取引に参加するのは菜販業であり、一般消費者が此等の市場に行つて野菜を買ふことはない。但し西單及び東四の菜市は一般消費者のための小賣市場である。

右に述べた三つの常年市の中で廣安門菜市が最も大きく、此の市場で取引する菜販は毎日一千餘人あり、一日の取引額は約六千餘元に達する。千餘名の菜販を業務の性質に従つて分類すれば、(一)外幫客商は北京で仕入れた野菜を他地方に轉賣し、(二)油鹽度は一般消費者に小賣し、(三)菜林業は路傍の露店に野菜を並べて小規模な小賣をする菜商である。之等三種の菜商の中で油鹽店が市場で最も大きい勢力を占め、菜林業が之に次ぐ。外幫客商は僅かに部分的な勢力を有するに過ぎない。

菜市の開く時刻は毎日甚だ早く、夏は四時頃に始まり、七時にはもう取引が終つて菜商は之を市内で賣捌くため散らばつてしまふ。故に毎日の取引時間は僅かに三四時間位のものである。

經紀の性質

上述の各菜市に於ける蔬菜の取引はすべて經紀を中心として行はれる。北京の菜業經紀は合計七十六人あり、民國二十年に菜業公會を結成した。菜業の牙紀税は公會によつて包繳（一括納付）され、七十六軒の牙紀が之を分擔し、總額は一年に二萬四千元である。持つてゐる牙帖は專行帖で、全市の牙行業務を包辦（處理）し、時には野菜栽培農家に對し灌漑費等の生産必需費用を墊借（前貸し）し野菜の收穫を待つて之が販賣を引受けることもある。農家にして經紀から金を前借しない者と雖も、北京に野菜を賣りに出掛ける時には牙紀を通じて販賣し牙紀は一切の責任を負ひ賣方を代表して買主との取引に當る。此種の販賣制度は明及び清の時代より現在に至る

まで數百年の歴史を有し、變化したことがない。

各園戸即ち蔬菜栽培農家は手車又は大車を以て野菜を北京に運搬し來り各自菜行（店のこと）に行き、菜牙紀（人のこと）によつて住居及び食事を供される。しかし取引によつて品物の賣出（賣渡し）が終つたに拘らず買主が代金を支拂はぬ時は、すべて牙紀が責任を以て之を追求する。牙紀が賣主に代つて代金を園戸に立替拂ひすることもある。牙紀の収入は牙佣であつて取引額の一〇%を取ることになつてゐるが實際は一〇%に満たない。何故なら、その中の二%は灌溉費として園戸に戻すからである。この拂戻金を二成水と謂ふが立夏より秋の收穫期までは率が三分に増加するので三成水といふ。即ち、牙紀の得る所は七%乃至八%といふことになる。

七十六軒の牙紀は每軒平均十五人の臨時使用人を雇つて居り、全市では六七百人になるが、之等の使用人に對する工資（給料）は固定せず、毎日の収入の額に應じ適宜加減して給する。

取引方法

園戸が野菜を城内に搬入する場合はすべて蓆類を以て之を包装し、市場に並べ、經經の代理によつて販賣する。取引の單位は、黃瓜（きうり）は條、茄子・冬瓜（かぼちや）等は個、倭瓜・西胡荽（いづれも、かぼちやの様なもの）・扁豆（うづらまめ）及び各種の青菜は市斤によつて勘定する。條によつて賣るものは數條を以て一堆といひ、個によつて賣るものは十個を以て一堆とし、堆の代價は條の長短及び個の大小に關係なく一纏めにして決められる。

賣買双方の取引に當つて、菜行の經紀が間に立つて値段をつけるが、相場の漲落（上り下り）は一にその日の在荷數量によつて決定される。價格の交渉が纏れば、經紀が代つて秤量し、市票を開寫して之を賣買双方に渡す。取引の貨幣單位は銅元であり、市票には野菜の種類・數量・銅元枚數を記載する。市が終つた後、賣主は市票を經紀に呈示してその代金を受取り、經紀は之を各買主に對し請求する。

九、結

論

以上七個の市場につきその状況を述べたが、次に此等の市場について若干氣付いた點及び改良すべき點を擧げて結論としたい。

(一) 糧食の取引地點は最初城外にあつたのが後に城内に移り、その數も七個あつたのが三個に併合された。この三個の市場の位置は賣買兩者の居住所の關係から便宜的に決定されたもので、市場の位置としては元來適當でない。又、此の三市場に於ける取引品目は多少違つてはゐるが大體同じ様なものであるから三市場を合併して適當な地點に大規模な取引市場を設立し、且つ毎日市を開く様にすべきであらう。今、一步をゆづつて、もし三市場を暫くそのまゝ存續させておくものとするならば、各市場の性質を嚴密に區分し、雜糧市・麵粉市・大米市の三つとすればよい。北京に於て此の三つのは同種の食糧でなく、夫々商號を異にする専門店によつて取扱はれてゐる。従つて、食糧の種類毎に市場と取引地點とを別にすれば、取引は必ず今より便利になるであらう。

市場に於ける經紀の活動能力は甚だしく限定せられて居り、その作製せる市帖の如きも彼此取引の擔保たり得ない。取引の圓滑を期し取引費を節減するために糧業者を以て自ら一個の共同的組織を作り之を糧市管理委員會とでも名づけ、經紀に代つて市場を管理し、常時人を市場に派して相場の評定に與へらしめ、市帖の作製等のごとも佣金を取らずに行ひ、經費は之をすべて委員會の負擔としてはどうか。

次に、糧棧が客に代つて糧食を賣買した場合の手數料は店によつて一定でなく、外地の糧客が欺かれる様に思つて嫌ふのみでなく糧棧自身にとつても亦不利である。各店は互ひに協定して一定の標準に據り手數料を取る事にすべきである。

(二) 花生市の組織は比較的簡單で花生店も亦七軒を數ふるのみである。各店が客商から取る手數料が不統一な

のは不便であるから、北平財政局公布牙稅章程に準據して店俵を統一すべく、又、各店で使用の秤も官制秤（官秤）に統一しなければならない。

(三) 棉花は各棉花莊が自ら人を原産地に派して收買するものであつて往復の旅費は無駄な失費である。よつて之には合作社の組織が必要である。合作社が、各棉花店からの棉花需要數量報告に基き棉花を仕入れ、之を北京に運搬し、組合の力で作られた大規模な電力彈棉廠に於て彈棉することとする。

現在北京で電力を用ひ彈棉してゐる店は八九軒だけで、其他の店は資本が過少であり且つ電氣機械は一定の速度以上に廻轉すると過熱して棉花に引火する事があるので電力を利用する事が少く、人力を用ふるため人件費が餘りに多く要る。組合の組織を以て電力彈棉廠を建設し、防火設備を完全にし、各棉花店の棉花は之を一切此の彈棉廠に於て處理し以て勞賃の節減を圖るのが最も望ましい。

(四) 猪市の組織は比較的整備されてゐる。しかし豚の取引及び屠殺が市内の人口稠密なる東四及西四附近で行はれるのは不適當である。之等をもつと人口の少い地區に移轉せしむべきものであつて、左安門又は右安門附近に大きな空地を設けて猪市を作り之に大屠殺場を附屬せしめることとする。死猪即ち豚肉については又別個に適當な地點を選んで取引市場を設けて差支ない。豚を屠する方法としては現在刀を用ひて頸部を切つてゐるが、殘酷であり豚の苦痛も大きいから、大規模な屠殺場を建て機械力で苦痛少く豚を屠殺する様にしたものである。

なほ、豚の衛生檢驗に關しては、規則によつて檢驗費を徴收してはゐるが、檢驗が實際に行はれたことはない。この事は衛生局に於て嚴重に施行すべきで、檢驗の地點は屠殺場内とし、檢驗を終了した後始めて屠殺し得る事としなければならない。

(五) 雞市の組織については現状を維持して差支ないが、注意すべきことが二つある。第一は、雞も一種の牲畜たる以上豚の場合と同様或る程度衛生検査の要あること。第二は、雞を販賣する者は誤聞化しが巧みであるから

取締が必要である。即ち雞販は雞を販賣する前に雞の咽喉に麵節（多量の細沙にそば粉を混じてねつたもの）を填め重さを実際より大きくしやうとする。此の方法は無論衛生には害がないけれども、取引上既に一種の弊害を來してゐるから改善を加へる必要がある。

(六) 雞卵の北京で集散される數量は大きいが市場組織は不完全であり、市内に移入されるものはすべて市内の消費を目的とする。北京近郷産のものと雖も北京を經由せず直接天津に移出されるものが多いため、北京の雞卵市を充分發達せしめ得ない。よつて市場組織を整へて外地の蛋商に取引の便利を與へるのみでなく、北京の蛋商自らの手によつて外地への移輸出を行ひ、出来るならば打蛋廠を設けて熟蛋（卵粉）を製造し天津から輸出すべきものである。

(七) 菜市の經紀は職權が過大なるため農民は不満であつて、自ら團體を組織して之に對抗せんとしてゐる。民國十三年に劉壽權なる者が惠民菜業專行を設立したので舊經紀と争ひを生じ此の大騒動は民國二十年まで續いた。舊經紀は從來八百元であつた牙稅額を二萬四千元に引上げて入札し以て其の地位を固め農民に強壓を加へんとし、農民は之に對抗せんとしても力なきため如何とも爲し得ず任意に搾取されつゝある現狀である。しかして經紀の入札する牙稅が高額になればなる程、園戶及び一般消費者の負擔は重くなる。よつて毎年の牙稅額は二萬四千元以下と定め且つ今後その額を漸減せしむる方針とし、又經紀の權限を確定し、園戶に「認客投主」の權（取引先自由の權利）を與へ以て經紀の取引壟斷或は勝手な搾取を不可能ならしめねばならない。

以上諸點の他になほ、北京財政局の牙稅徵收につき少しく意見がある。現行牙稅徵收辦法によれば牙稅に二種あり、第一は直徵制であつて貨物の種類に従ひ一定率で徵收し、第二は間徵制であつて牙行牙紀が一定の登録稅及び常年稅として一括納入するものである。又、此の牙稅章程の説明によれば、牙紀を有する市場に於ては牙紀が牙帖を領して牙稅を納め、牙紀のない市場に於ては同業公會より代徵し、同業公會をも缺く場合に始めて官廳

が之を直徴することになつてゐる。従つて原則上直徴と間徴とは同じものであつて、糧食市に於て牙紀がすでに牙帖を所持し常年税を納入し居るに拘らず之に更に毎噸二角四分の牙税を課すのは不可である。もし之が別の一種の入境税たるものであるならば宜しく名稱を變更すべきであつて、本來の牙税と同じ名稱にしておくべきでない。

牙税は元來牙紀に對し取引の斡旋及び市場管理を許すことについて課する所のものであり、牙紀がないのに牙税を課すのは不合理である。故に牙紀なき場合に直徴制牙税を取るの必要がないと言はざるを得ない。